

現業業務の見直し

島根県

人口：744,677 人

面積：6,707.56 km²

取組の概要

現業業務について見直し方針を定め、平成 17 年 4 月から 10 年以内に職種（業務）を廃止・縮小することとし、計画的に取り組んでいる。

取組の紹介

1 取組の背景

- ・ 事務事業の廃止・縮減などの見直しにあわせ、低コストで質の高い行政サービスを提供するために個別業務の点検を行い、廃止・縮小・民間委託等の対応方針を整理し計画的に見直しを実施。

2 取組の具体的内容

- ・ 社会経済状況の変化にともない行政需要が縮小した業務については、廃止・縮小。
- ・ 効率的な運営ができる業務や常時一定の職員を配置する必要がない業務については、民間委託や非常勤嘱託化により対応。
- ・ 行政職員が行うことが適切であると考えられる業務については、行政職員の業務に振替。
- ・ 見直し期間中は、新たな現業職員の採用は停止。
- ・ 職員が持てる能力を十分発揮し、職員一人ひとりが意欲と情熱を持って、いきいきと働くことができるよう取り組む。

【業務見直しにより廃止する職種】

- ①電話交換手 ②守衛 ③庁務員 ④応接員 ⑤指導技術員 ⑥施設管理技師
⑦営繕技術員 ⑧医療技術員 ⑨ダム管理技師 ⑩水道管理技師

【業務見直しにより縮小する職種】

- ①運転技師 ②調理師 ③予防技術員 ④農林水産管理技師 ⑤土木管理技師
⑥校務技術員

【職員の処遇等】

- ① 現業職員全員（教育委員会、警察は除く）を対象とした希望調査を行い、行政職への転職（転職試験合格者を任用替え）や他の現業職への職種変更を実施。
- ② 他の現業職への職種変更については、退職者等の状況に応じて10年間で調整。
- ③ 特例として、H17年4月時点で50歳以上の職員は退職まで現業業務に継続従事。
- ④ H17年度、18年度それぞれに行政職への転職試験を実施し、合格者は翌年度の4月から6ヶ月の研修期間経過後、行政職として発令。
- ⑤ 行政職未経験者であることを踏まえて、「行政職1級（主事）～3級（主任）」までに格付。

3 取組の効果

- ・ 職種（業務）数の縮小にともない、全部局で400名を超える職員が、10年後には概ね200名にまで半減。

※ 「職員数（見込）・職種数（業務数）」の状況（「現業業務の見直し内容」参照）

| | | |
|------|----------------|----------------|
| 知事部局 | ： 12 職種（13 業務） | → 5 職種（6 業務） |
| 県立病院 | ： 5 職種（5 業務） | → 1 職種（1 業務） |
| 企業局 | ： 3 職種（3 業務） | → 全廃 |
| 教育庁 | ： 3 職種（3 業務） | → 現行どおり（人員は縮小） |

4 取組中の課題・問題点

- ・ 円滑な転職と対象職員のフォロー（指導・相談等ケア）等の課題に対応するために、現業職員を配置しているすべての職場に「個別相談窓口（管理職）」を設置。
- ・ 行政職への転職に際しては、行政職場へのスムーズな配置や職員の能力向上の観点から、研修を実施。

① 自治研修所での研修（1週間×2回程度）

地方公務員制度、組織、県勢、仕事の進め方、文書・会計事務、財政制度 等

② 職場での研修

配置先の上司を「職場研修指導担当者」として位置づけ、各職場において日常業務を通じ指導・助言を行いながら計画的、継続的に職員を育成

（参考）当該取組内容の関連ホームページ

<http://www.pref.shimane.lg.jp/jinji/>

担当部署：人事課新行政システム推進室

現業業務の見直し内容

【知事部局】

| 職 種 | | 主な業務内容 | 見直し内容 | 現行 | 5年後 | 将来 (10年後) |
|------|---------------------|---------------------|-----------------------------------|--------|------|--------------|
| 1 | 運転技師 | 公用車の運転 | 業務縮小（3役車、議長車、 県庁、合庁へ一部配置） | 98 | 40 | 14 |
| 2 | 電話交換手 | 電話交換 | 県庁は民間委託 地方機関は行政職員の業務に 振替 | 15 | 2 | |
| 3 | 守 衛 | 県庁舎の秩序維持 | 民間委託 | 11 | 6 | |
| 4 | 庁務員 | 文書の收受発送 | 業務廃止 | 1 | | |
| 5 | 応接員 | 県庁の案内 | 行政職員の業務に振替 | 1 | | |
| 6 | 調理師 | 福祉施設等の調理 | 施設を民間移管 一部嘱託化 | 6 | 2 | 1 |
| 7 | 予防技術員 | 犬の捕獲、引取り | 輸送などを民間委託 | 9 | 6 | 6 |
| 8 | 指導技術員 | 授産Cの授産指導 | 施設を民間移管 | 3 | | |
| 9 | 施設管理技師 | 庁舎、宿舍の 保守管理・修繕 | 行政職員の業務に振替 一部民間委託 | 35 | | |
| 10 | 営繕技術員 | 庁舎、宿舍の 保守管理・修繕 | 行政職員の業務に振替 | 1 | | |
| 11 | 農林水産管理技師 | 試験研究機関等の 栽培・飼養管理 | 一部嘱託化・民間委託 | 54 | 44 | 33 |
| 12 | 土木管理技師 (道路パトロール) | 道路パトロール、 道路補修 | 5年間は現在の体制を継続 (将来の形態は改めて判断) | 57 | 56 | 56 |
| | 〃 (その他) | 道路、河川、空港、 港、ダム管理 | 行政職員の業務に振替 嘱託化 5年間は現在の体制を継続 | 28 | 11 | 5 |
| 職員数計 | | | | 319 | 167 | 115 |
| | | | 職種数（業務数） | 12(13) | 7(8) | 5(6) |

※現行は16年4月時点

※プラン策定時は、12職種(13業務)→6職種(7業務)でしたが、その後指導技術員の見直しにより、直近の確定値は12職種(13業務)→5職種(6業務)となっています。

【県立病院】

| 職 種 | | 主な業務内容 | 見直し内容 | 現行 | 5年後 | 将来 (10年後) |
|------|--------|----------------------------------|--|----|-----|--------------|
| 1 | 運転技師 | 公用車の運転 | 民間委託 | 3 | | |
| 2 | 調理師 | 病院の調理 | 中央病院は10年間は現在の体制を継続 (将来の形態は改めて判断) 湖陵病院は民間委託 | 33 | 23 | 22 |
| 3 | 施設管理技師 | 病院、宿舎の 保守管理・修繕 | 行政職員の業務に振替 一部民間委託 | 8 | | |
| 4 | 営繕技術員 | 病院、宿舎の 保守管理・修繕 | 行政職員の業務に振替 一部民間委託 | 3 | | |
| 5 | 医療技術員 | 看護・リハ業務の 補助、医事業務、 診療材料等の管理 | 行政職員・医療職員の業務に 振替 一部臨時職員化・民間委託 | 8 | | |
| 職員数計 | | | | 55 | 23 | 22 |
| | | | 職種・業務数 | 5 | 1 | 1 |

※現行は17年4月時点

【企業局】

| 職 種 | | 主な業務内容 | 見直し内容 | 現行 | 5年後 | 将来 (10年後) |
|------|--------|--------|---------------------|----|-----|--------------|
| 1 | 運転技師 | 公用車の運転 | 業務廃止 | 1 | | |
| 2 | ダム管理技師 | ダムの管理 | 行政職員の業務に振替 一部嘱託化 | 4 | | |
| 3 | 水道管理技師 | 水道の管理 | 嘱託化 | 2 | | |
| 職員数計 | | | | 7 | | |
| | | | 職種・業務数 | 3 | | |

※現行は17年4月時点

【教育委員会】

| 職 種 | | 主な業務内容 | 見直し内容 | 現行 | 5年後 | 将来 (10年後) |
|------|-------|----------------------|--------|----|-----|--------------|
| 1 | 校務技術員 | 県立学校の環境整備、 施設管理など | 一部嘱託化 | 58 | 50 | 50 |
| 2 | 介助員 | 養護学校の生徒介助 | 現行どおり | 15 | 15 | 15 |
| 3 | 調理師 | ろう学校等の調理 | 現行どおり | 3 | 3 | 3 |
| 職員数計 | | | | 76 | 68 | 68 |
| | | | 職種・業務数 | 3 | 3 | 3 |

※現行は17年4月時点